

令和5年9月25日制定
枚方市教育委員会要綱第4号

(設置)

第1条 令和7年度からの児童及び生徒に貸与している学習用端末の更新その他学校教育における情報化の推進のための施策に関し、情報通信技術及び情報教育の関係者の意見を聴取するため、ネクスト・ギガ・リプレイス意見聴取会（以下「聴取会」という。）を置く。

(聴取会の構成)

第2条 聴取会は、聴取会委員7人以内で構成する。

2 聴取会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 教育に関する専門的知識を有する者
- (2) 情報通信技術に関する専門的知識を有する者
- (3) 枚方市立の小学校及び中学校の校長又は教頭並びにそれら以外の教職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 教育長は、特定の事項に関して必要な意見を聴取するために必要があるときは、臨時聴取会委員を依頼することができる。

(聴取会委員の依頼)

第3条 聴取会委員の依頼期間は、令和7年度からの児童及び生徒に貸与している学習用端末の更新の完了時までとする。

(聴取会委員の身分)

第4条 聴取会委員（臨時聴取会委員を含む。以下同じ。）（教育委員会の職員を除く。第7条において同じ。）は、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(進行方法)

第5条 聴取会は、教育長が招集し、聴取会委員の意見を聴取する。ただし、教育長が必要と認めるときは、聴取会を招集せず、聴取会委員の意見を聴取することができる。

2 聴取会には、座長等を置かないものとする。ただし、聴取会の円滑な進行を図るために必要があるときは、この限りでない。

3 聴取会は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。

(秘密の保持)

第6条 聴取会委員は、聴取会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。聴取会委員でなくなったときも、また、同様とする。

(報償金の支給)

第7条 聴取会委員には、聴取会への出席1回（1日に同一の聴取会が複数回開催された場合あつては、1日）につき、報償金として、9,500円を支給するものとする。聴取会を招集せずに意見を聴取したときも、また、同様とする。

(庶務)

第8条 聴取会の庶務は、学校教育部学校教育室教育研修課が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。